

第56期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意のうえ、マスク着用のうえ、ご来場いただきますようご協力をお願い致します。株主総会の議決権行使につきましては、郵送またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。詳細は、招集ご通知2ページをご参照ください。

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日時

2020年6月18日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

大阪市浪速区桜川一丁目7番18号
当会社6階ホール
(末尾記載の会場ご案内略図をご参照ください。)

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により、2020年6月17日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第56期定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 事業報告	5
■ 連結計算書類	30
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	37
■ 株主総会参考書類	42
第1号議案 剰余金の配当の件	42
第2号議案 取締役4名選任の件	42
第3号議案 監査役2名選任の件	45
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	47

株 主 各 位

大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

東洋テック株式会社

代表取締役社長 田 中 卓

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2020年6月17日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号
当会社6階ホール
(末尾記載の会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

<ご案内>

- ◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toyo-tec.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.toyo-tec.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

- ◎新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただきますようお願い致します。
なお、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、乳幼児をお連れの方におかれましては、健康と安全面を最優先にご検討いただき、ご来場を自粛していただくことを強く推奨申し上げます。
- ◎株主総会の議決権行使につきましては、郵送またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
- ◎ご出席の株主の皆様には、マスク着用のうえ、ご来場いただきますようご協力をお願い致します。なお会場にマスクのご用意は致しておりません。会場は、座席間隔をあけており、例年より座席数が減少しておりますので、予めご承知おきください。
- ◎また本年におきましては、お土産の配布を中止させていただきますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。
- ◎株主総会の当社対応等につきましては、下記ウェブサイトにて、お知らせ致しております。ご参照の程、宜しくお願い致します。
<https://www.toyo-tec.co.jp/index.html>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月18日（木曜日）午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱い致します。

行使期限 2020年6月17日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2020年6月17日（水曜日）午後6時入力分まで

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

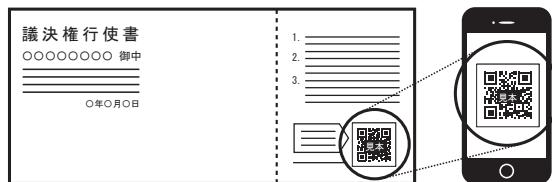
インターネットによる議決権行使について

(行使期限：2020年6月17日(水曜日)午後6時入力分まで)

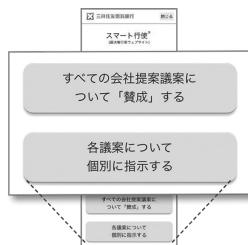
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

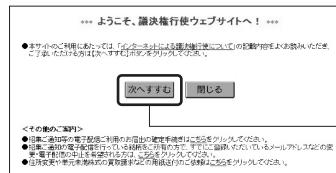
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

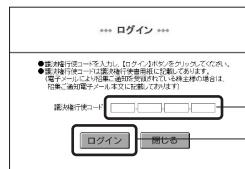
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

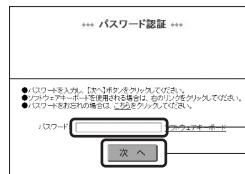
- ② 議決権行使書用紙の裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- ③ 議決権行使書用紙の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

※次の画面で新しいパスワードを設定します。設定した新しいパスワードは大切に保管してください。

- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大型台風等の被害による生産面への影響、消費増税による消費面への影響に加え、海外における米中通商摩擦による中国経済の減速、英国のEU離脱(Brexit)による欧州経済への懸念もあった中で、雇用・所得環境の改善、訪日客による堅調な消費等により、回復傾向が維持されていましたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大の影響により、第4四半期に急失速となり、先行きに対する見通しは不透明な状況となりました。

当警備業界におきましては、祝賀御列の儀やG20、ラグビーワールドカップ等の国際的イベントもあり、警備が従来以上に注目を集めることとなり、延期とはなりましたが来年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックへ向け、より一層警備の重要性・注目度が高まってはいますが、一方で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が非常に懸念されています。

このような経営環境の中、当社グループは第11次中期経営計画(2019年4月から2022年3月まで)の初年度として、「変革への持続的挑戦」をスローガンに高い収益性と成長力を目指し、「環境変化、技術革新への挑戦」、「収益構造の変革(骨格、体質の改革)」、「ブランド(企業価値)の創造」への取り組みを行っています。

経営課題への主な具体的取り組みについては、以下のとおりです。

① 環境変化、技術革新への挑戦

- ・キャッシュレス化への対応として、関西みらい銀行のりそなグループ入りに伴い、りそなグループ向け関西メール便を元受受託しました。また、地元金融機関の回金業務を受託する等、取引金融機関と一層の関係強化を図っています。
- ・人手不足への対応として、2020年度入社の新入社員を例年より30名程度多く採用、また働き方改革へも積極的に取り組む等、人材の確保に注力しています。
- ・画像センターを新たに開設し、より高度な監視システムを構築しています。

② 収益構造の変革(骨格、体質の改革)

- ・M&A等の戦略投資についても継続的に取り組んでおり、2019年4月に森田ビル管理㈱を完全子会社と致しました。
- ・G20の警備を機に、当社の警備品質が認められ、新たにOsaka Metroの駅の警備を受注する等、前期の新幹線警乗業務に続き、新たな業態(鉄道)との取引を開拓しております。

③ ブランド(企業価値)の創造

- ・TVCM、YouTube CMの放映等を行いブランド認知度向上に努めました。
- ・安定配当に加え、記念配当を除き4期連続増配を行い、業績に連動した配当を実施しております。

以上のような取り組みにより、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

売上高は、大型案件の受注が好調な輸送警備と常駐警備が順調に推移致しました。また、ビル管理がスポット案件を中心に受注を伸ばし、不動産業務においても、大型仲介案件が成約したことにより仲介手数料収入が大幅に増加致しました。

売上高合計は、248億42百万円、前期比16億9百万円、6.9%の増、9期連続の増収となりました。

利益面では、人材確保に向けた政策的な処遇の改善や、輸送業務（メール便業務）の大型受注に伴う人員の先行手配、TVCMの実施に加え、本社別館閉鎖に伴う移転費用等、人件費、物件費が増加しましたが、営業利益は10億79百万円、前期比49百万円、4.8%の増益、経常利益は12億53百万円、前期比48百万円、4.0%の増益、4期連続の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、8億61百万円、前期比1億55百万円、22.1%の増益となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりであります。

(警備事業)

輸送警備と常駐警備が順調に伸長しましたが、消費増税と第4四半期における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の影響により、機器販売が前年比、大幅な減少となりました。また、キャッシュレスの進展と外出自粛の影響により、金融機関ビジネスが急速に停滞したことも、同様に減少要因となりました。

その結果、警備事業の売上高は、172億5百万円（前期比△97百万円、0.6%の減収）、セグメント利益は4億7百万円（前期比△3億12百万円、43.4%の減益）となりました。

(ビル管理事業)

売上面では、森田ビル管理の子会社化により、大きく増収となりました一方、セグメント利益は最低賃金の上昇等のコストアップ要因を、値上げや新規受注でカバーすることができませんでした。

その結果、ビル管理事業の売上高は、69億14百万円（前期比12億58百万円、22.2%の増収）、セグメント利益は1億17百万円（前期比△57百万円、32.9%の減益）となりました。

(不動産事業)

売上面では、不動産の大口仲介案件の成約と、前期末に取得した賃貸不動産の売上が貢献し、大幅な増収、増益となりました。

その結果、不動産事業の売上高は、7億23百万円（前期比4億48百万円、162.8%の増収）、セグメント利益は5億12百万円（前期比4億15百万円、430.9%の増益）となりました。

事業のセグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
警 備 事 業	17,302	74.5%	17,205	69.3%	△97	△0.6%
ビ ル 管 理 事 業	5,656	24.3	6,914	27.8	1,258	22.2
不 動 産 事 業	275	1.2	723	2.9	448	162.8
合 計	23,233	100.0	24,842	100.0	1,609	6.9

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

事業のセグメント別利益

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
警 備 事 業	720	69.9%	407	37.7%	△312	△43.4%
ビ ル 管 理 事 業	174	17.0	117	10.9	△57	△32.9
不 動 産 事 業	96	9.4	512	47.4	415	430.9
調 整 額	38	3.7	42	3.9	4	11.8
合 計	1,029	100.0	1,079	100.0	49	4.8

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、14億88百万円であります。

この主な内訳は、土地の取得に5億21百万円、建物及び構築物に50百万円、機械警備において警備先へ設置する機械装置等に3億93百万円、工具器具備品に1億30百万円、建設仮勘定に3億円、ソフトウェアに92百万円等であります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	2017年 3 月 期	2018年 3 月 期	2019年 3 月 期	2020年 3 月 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	21,274	22,184	23,233	24,842
経 常 利 益 (百万円)	778	1,062	1,204	1,253
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	471	595	705	861
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 44 67	円 銭 56 11	円 銭 66 83	円 銭 82 57
総 資 産 (百万円)	26,179	28,665	30,868	29,881
純 資 産 (百万円)	19,544	20,549	20,811	20,845

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しており、従業員持株会支援信託（以下、「ESOP信託」といいます。）が保有する当社株式も期中平均株式数より控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第53期 2017年 3 月 期	第54期 2018年 3 月 期	第55期 2019年 3 月 期	第56期(当期) 2020年 3 月 期
売 上 高 (百万円)	15,018	15,917	16,952	16,859
経 常 利 益 (百万円)	748	702	972	692
当 期 純 利 益 (百万円)	521	392	614	396
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 49 33	円 銭 37 03	円 銭 58 14	円 銭 38 02
総 資 産 (百万円)	24,564	26,642	28,753	26,802
純 資 産 (百万円)	18,855	19,629	19,814	19,441

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しており、ESOP信託が保有する当社株式も期中平均株式数より控除する自己株式に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2019年度を初年度とする第11次中期経営計画《2019年4月1日～2022年3月31日》を策定し、「変革への持続的挑戦」をスローガンに高い収益性と成長力を目指し取り組んでいます。

◆スローガン

「変革への持続的挑戦」

◆中期経営計画目標数値（2019年4月1日～2022年3月31日）

	2022年3月期 計画	2020年3月期	
		実績	進捗率
連結売上高	300億円	248億円	82.8%
連結経常利益	17億円	12億円	73.7%
戦略投資額	第11次中期経営計画期間総額 90億円	21.7億円	24.1%
配当方針	還元の拡充	中間15.00円 (予定) 期末15.00円 (予定) 年間30.00円	—

◆課題への取り組み

第11次中期経営計画達成のために、以下の課題に取り組んでいます。

1. 環境変化、技術革新への挑戦

(1) 恒常的人手不足の克服(人材調達力の向上)

- ・ 人事企画、採用力の強化、採用活動の多様化・柔軟化
- ・ 女性警備員の大幅増強、外国人労働者の活用

(2) 警備機器、警備手法のデジタル化・技術革新への取り組み

- ・ 監視カメラを活用した機械警備、新商品・新サービスの開発
- ・ 画像処理技術への取り組み強化、画像センターの新設による新サービスの開発

(3) I o T、A I、R P Aの活用

- ・ I o T、A I、R P Aへ積極投資を実施し、差別化を実現
- ・ 販売管理部門の業務量削減や工程見直しによる効率化追求

(4) キャッシュレス化を伴う金融機関ビジネスの見直し

- ・ 回金センター新設による金融機関警送業務、回金業務の受託力強化
- ・ キャッシュレス化進展に伴うニュービジネスの研究、商品化

2. 収益構造の変革(骨格、体質の改革)

- (1) M&Aの推進体制強化と戦略的投資の計画的実行
 - ・専担推進者の配置とネットワーク拡大による推進力の強化
 - ・計画期間中90億円の戦略的投資を実行
- (2) 機械警備他、各業務別の利益率改善具体策の実行
 - ・付加価値サービス(新商品)の提供による新規契約推進
 - ・業務別適正粗利の設定と順守徹底
- (3) 第三の主要先(業態)の発掘、開拓、深耕
 - ・地域インフラ企業への営業力強化
 - ・ビッグイベントの要人警護や交通機関の施設への安全性確保に対応
- (4) 地方公共団体等とのビジネスチャンスの研究、高齢者向け商品開発
 - ・安全、安心に係わる官民の境界線上のビジネスを追求
 - ・増加する高齢者世代に対するビジネスチャンスを研究
- (5) 重点推進先の設定と全社営業の実施(重点新規先、重点深耕先)
 - ・営業推進先の明確化による全社営業の徹底
 - ・営業人員の増強、推進体制の整備による営業力の強化

3. ブランド(企業価値)の創造

- (1) TV等各種媒体へのCM実施による認知度向上
 - ・各種媒体へのCM実施
- (2) TECグループビジョンの作成、公表
 - ・60周年に向けたビジョン、スローガンを策定
- (3) 株主還元の拡充
 - ・安定配当に加え、業績に連動した配当を実施

◆働き方改革への取り組み

当社グループの働き方改革への取り組みとしては、「連続休暇制度」、「ミニ休暇制度」、「半日休暇制度」、「リフレッシュ休暇制度」等の休暇制度の充実と休暇取得の促進、企業主導型保育所との提携等の取り組みにより、2019年度に引き続き、2020年2月に、経済産業省、日本健康会議による「健康経営優良法人認定制度」において、『健康経営優良法人2020(大規模法人部門)』に認定されました。

健康経営とは、従業員の健康維持・増進が企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践することを指し、今後も、当社グループでは、「人・未来をまもる」使命とともに、従業員の健康をまもり、心身ともに健康で生き活きと働くことができるよう、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでまいります。

また、2017年11月には大阪市による「女性活躍リーディングカンパニー」の認証を受けております。この「女性活躍リーディングカンパニー」とは、女性の登用や女性が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業に対し、大阪市が一定の基準をもとに認証する制度です。

当社は年休取得推進施策や育児関連施策を積極的に実施していることが認められ「二つ星認証企業」（2段階の認証レベルの上位ランク）に認定されています。

◆SDG s への取り組み

東洋テックグループでは経営理念でもある「安心で快適な社会の実現に貢献する」企業として、事業活動を通じてSDG s が目指す持続可能な社会実現に向けて貢献してまいります。

当社グループでは2030年までの目標として5つの重要課題とコミットメントを制定し、これらの実現に向けた具体的な取り組みを実施しています。

マテリアリティ（重要課題）
<p>①人材マネジメント</p> <p>■コミットメント</p> <p>国籍・年齢・性別にとらわれない働きがいのある仕事と安全安心な職場環境を構築します。</p> <p>○従業員の健康維持・増進に向けた取り組みなど健康経営を実践し、経済産業省が推進する『健康経営優良法人ホワイト500』を2年連続で取得しています。また、多様な人材の積極的活用として、女性警備員の200名体制の確立を目指すほか、グループ子会社において外国人技能実習生等の積極的な受入に取り組んでいます。</p>
<p>②社会環境に適合したサービス提供</p> <p>■コミットメント</p> <p>全ての人々が安全安心に暮らせる時代・社会環境に即したサービスを提供します。</p> <p>○顧客満足度の高い高品質なサービスを提供するため、デジタル技術を用いた画像監視サービスの提供拡大を目指しています。また、社内競技大会(S 1 グランプリ)の継続実施による人材育成の強化に取り組んでいます。</p>
<p>③地球環境への負荷軽減</p> <p>■コミットメント</p> <p>環境に配慮した企業活動を継続するとともに、未来社会に適合するサービスの提供に努めます。</p> <p>○タブレットやプロジェクターを用いてペーパーレス会議を行うなど、紙資源の削減に向けた取り組みを行っています。また、警備用車両の全台小型化など、社用車のエコ車両化の推進を行い事業活動における地球環境への負荷軽減を図っています。</p>

マテリアリティ（重要課題）

④コンプライアンス

■コミットメント

健全で透明性の高い企業経営に努めます。

○従業員へのコンプライアンスプログラムの継続的な実施やコーポレート・ガバナンスの強化をはかることにより、社会から信頼され続ける企業経営に取り組んでいます。

⑤地域・社会貢献

■コミットメント

地域に密着した企業活動で、地域活性化や社会貢献を実現します。

○地公体や行政機関との連携に積極的に取り組み、地域に根ざした活動に注力しています。また、コンサートの開催やスポーツチームのスポンサー契約を通じて、文化・スポーツ振興による地域の活性化に取り組んでいます。

◆ESGへの取り組み

①Environment（環境）

当社グループは「地球環境保全への貢献を提案」すべく環境関連の商品・サービス（TEC-ECO）の拡充に取り組んでいます。

また、ペーパーレス会議の導入、普通自動車の全台小型化及び、バイク・自転車への切り替えを一部行う等、CO2削減に貢献しています。

②Society（社会）

近年社会問題となっている特殊詐欺の未然防止活動により、ATMによる振り込み詐欺を複数回に亘り未然防止し、警察署より表彰を受けております。

また、ダイバーシティの推進として、育児休暇制度、子供の看護休暇制度、ミニ休暇制度、半日休暇制度等の休暇制度を充実させ、女性が活躍し継続就業できる環境を整備しています。

その他、介護問題へ対応した取り組みとして、ご利用者さまの生活をしっかり見守り、安心して快適な生活をサポートするためのサービス「みまもり安心コール」を取り扱っています。

③Governance（企業統治）

取締役会は、取締役12名のうち社外取締役が過半数（7名）で構成しており、社外監査役4名も含め、活発な議論を行っております。また取締役会実効性評価を行い、取締役会全体が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善等を行っております。

2016年10月よりコーポレート・ガバナンス態勢の整備の一環として、リスクマネジメントシステムを導入しております。これにより当社事業活動において顕在化もしくは潜在化しているリスクを抽出し、これら1つ1つのリスクに対して「未然防止」、「拡大防止」、「再発防止」に取り組んでいます。

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への取り組み

東洋テックグループでは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への取り組みとして、以下の対応を行い、お客様へのサービス品質維持並びに、従業員の安全を第一に考え、厚生労働省の指針、大阪府等の行政の要請に準じ、感染拡大防止に向けた取り組みを行っております。

1. 管理体制

- ・2020年1月31日にBCP（パンデミック）発動により対策組織を立上げ。
- ・管理本部経営統括部に管理機能を一元化し、スピーディな感染予防措置を構築。

2. 社内体制

- ・社員へのマスク配布、消毒スプレーの配置等、予防策の構築を実施。
- ・密室及び長時間の会議禁止、Web会議の導入、出張禁止、テレワーク、時差出勤、交代勤務、食堂の利用人数制限等による3密（密閉、密集、密接）の禁止を徹底。
- ・重症化リスクの高い社員に対する特別休暇付与。 他

3. 現場対応

- ・マスク、手袋の着用徹底。
- ・コールセンター、監視センターの拠点分散、カーテン設置。
- ・勤務交代時の引継ぎの接触を禁止し、IPad、電話、ノートの活用を実施。
- ・集中待機所の分散勤務を実施。
- ・警乗ペア、及び派遣隊ごとの勤務員の固定化により濃厚接触機会を極小化。
- ・事務机間にパーティション設置。 他

当社グループはこれらへの取り組みを実現すべく、東洋テックグループの役職員が一丸となって努力してまいりる所存であります。

また、ステークホルダーとの対話の充実、株主還元の拡充、連続増収増益への挑戦を行ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社東警サービス	10 ^{百万円}	100.0 %	警備事業
東洋テック姫路株式会社	50	100.0	警備事業
テックビルサービス株式会社	50	100.0	ビル管理事業
株式会社大阪フジサービス	15	100.0	ビル管理事業
共同総合サービス株式会社	30	100.0	ビル管理事業
テック不動産株式会社	50	100.0	不動産事業
森田ビル管理株式会社	10	100.0	ビル管理事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
警備事業	機械警備業務、輸送警備業務、常駐警備業務、ATM管理業務、工事・機器販売
ビル管理事業	ビル総合管理業務、清掃業務
不動産事業	不動産賃貸業務、不動産仲介業務、不動産販売業務

(7) 主要な営業所

① 当 社

本 社 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

本 社 営 業 部 大阪市西区南堀江一丁目4番19号なんばスミソウビル6階

関 東 地 区	東 京 支 社	東京都文京区
東 海 地 区	名 古 屋 支 社	名古屋市東区
近 畿 地 区	京 都 支 社	京都市中京区
	神 戸 支 社	神戸市中央区
	大 阪 北 支 社	大阪府吹田市
	大 阪 南 支 社	堺市堺区
	大 阪 東 支 社	大阪府門真市
	奈 良 支 社	奈良県奈良市

② 子会社

株 式 会 社 東 警 サ ー ビ ス	本 社	大阪市西区
東 洋 テ ッ ク 姫 路 株 式 会 社	本 社	兵庫県姫路市
テ ッ ク ビ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	大阪市中央区
	東 京 支 店	東京都文京区
	名 古 屋 支 店	名古屋市東区
株 式 会 社 大 阪 フ ジ サ ー ビ ス	本 社	大阪市中央区
共 同 総 合 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	大阪市阿倍野区
テ ッ ク 不 動 産 株 式 会 社	本 社	大阪市中央区
森 田 ビ ル 管 理 株 式 会 社	本 社	大阪市中央区

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	1,365名	(増) 144名
女 性	231	(増) 20
合 計	1,596	(増) 164

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(1,102名)は上記に含めておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	906名	(増) 71名	45.0才	12.0年
女 性	147	(増) 8	34.0	8.0
合計または平均	1,053	(増) 79	43.0	11.1

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(137名)は上記に含めておりません。
2. 平均年令、平均勤続年数は、それぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行 (注)	2,148百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,380
計	3,528

(注) E S O P信託の導入のために設定された専用信託口が、当社株式を取得するための原資として借入を行った金額が含まれております。専用信託口は会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、ここに含めております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,445,888株（自己株式994,112株を除く。）
 (3) 株主数 1,337名（前期末比136名増）
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
セコム株式会社	2,914,100 ^株	27.9%
関西電力株式会社	1,535,900	14.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(りそな銀行再信託分・株式会社関西みらい銀行退職給付信託口)	451,090	4.3
株式会社りそな銀行	400,000	3.8
AIG損害保険株式会社	335,210	3.2
東洋テック従業員持株会	293,961	2.8
株式会社ユニテックス	257,500	2.5
株式会社ディー・ケイ	250,000	2.4
セントラル警備保障株式会社	241,700	2.3
株式会社三井住友銀行	204,980	2.0

- (注) 1. 当社は、自己株式994,112株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下、「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2018年6月21日開催の第54期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に對して、年額500万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間とすることにつき、ご承認をいただきました。これに伴い、2019年7月12日付で、当社株式21,900株を対象取締役等に対して、譲渡しております。
- ②当社は、2019年9月26日付で、株主還元の実及び資本効率の向上を図るため東京証券取引所自己株式立会外買付取引（ToSINeT-3）にて、当社株式150,000株を取得致しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社長(代表取締役)	田中卓	
専務執行役員 (代表取締役)	仁田吉彦	株式会社東警サービス 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	岡本豊	業務本部長兼イノベーション推進部長
取締役 常務執行役員	佐藤洋誓	営業本部長
取締役	村上正年	共同総合サービス株式会社 代表取締役社長
取締役	福満純幸	セコム株式会社 執行役員大阪本部長 セコムスタティック関西株式会社 代表取締役社長
取締役	宮永亮	関西電力株式会社 執行役員 経営企画室グループ事業担当室長
取締役	池田博之	株式会社りそな銀行 副会長 一般社団法人関西経済同友会 代表幹事 公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団 理事長
取締役	久保田 颯	セコム株式会社 兵庫本部本部長
取締役	諸島伸治	株式会社ランドコンピュータ 相談役
取締役	石村昇吉	セコム株式会社 常務執行役員 本社 営業統轄本部 本部長
取締役	稲田浩二	関西電力株式会社 代表取締役副社長執行役員 日本原燃株式会社取締役
常勤監査役	藤田正博	
監査役	尼木始	
監査役	辻康弘	セコム株式会社 本社 グループ運営監理部部長 セコム上信越株式会社 監査役 セコム損害保険株式会社 監査役
監査役	日下部 功	株式会社関電セキュリティ・オブ・ソサイエティ 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役福満純幸、宮永亮、池田博之、久保田颯、諸島伸治、石村昇吉、稲田浩二の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役 藤田正博、尼木始、辻康弘、日下部功の各氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 福満純幸、宮永亮、池田博之、久保田颯、諸島伸治、石村昇吉、稲田浩二の各氏並びに監査役藤田正博、尼木始、辻康弘の各氏を株式会社東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届出ております。
4. 2019年6月14日開催の第55期定時株主総会において、取締役石橋総太郎、森本孝、尾関一郎の各氏が任期満了により退任され、佐藤洋誓、諸島伸治、石村昇吉、稲田浩二の各氏が新たに取締役に選任され、就任致しました。

5. 2019年6月14日開催の第55期定時株主総会において、監査役原田昌也氏が辞任により退任され、日下部功氏が新たに監査役に選任され、就任致しました。
6. 監査役である藤田正博氏は金融機関での経営者としての経験、尼木始氏は以前就任していた事業会社での監査役としての経験、辻康弘氏は事業会社での監査役としての経験、日下部 功氏は事業会社での代表取締役社長としての経験が各々あり、各氏においては、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取 締 役	石 橋 総太郎	株式会社東警サービス 代表取締役社長	2019年6月14日
取 締 役	森 本 孝	関西電力株式会社 代表取締役副社長執行役員	2019年6月14日
取 締 役	尾 関 一 郎	セコム株式会社 常務取締役業務統轄本部長 セコム損害保険株式会社 代表取締役会長	2019年6月14日
監 査 役	原 田 昌 也	株式会社ヒガシトウエンティワン 上席執行役員	2019年6月14日

- (注) 1. 取締役石橋総太郎氏は、任期満了による退任であります。
 2. 取締役森本孝氏は、任期満了による退任であります。
 3. 取締役尾関一郎氏は、任期満了による退任であります。
 4. 監査役原田昌也氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意で重大な過失がないときは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）につきましては、あらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とし、また、監査役につきましては、4百万円以上あらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	総支給額	うち株式報酬支給額
取締役	10名	150百万円	13百万円
監査役	2名	18百万円	－百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は2007年6月27日開催の第43期定時株主総会において月額25百万円以内から年額による報酬体系に改め、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内、但し、使用人部分は含まない。）にと決議をいただいております。また、株式報酬限度額は2018年6月21日開催の第54期定時株主総会において、年額50百万円以内（社外取締役を除く）と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は2007年6月27日開催の第43期定時株主総会において月額3百万円以内から年額による報酬体系に改め、年額36百万円以内にと決議をいただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額22百万円が含まれております。
5. 取締役の支給額のうち社外取締役への支給額は4名、11百万円であり、監査役の支給額は全て社外監査役への支給額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

イ) 取締役宮永亮氏は、関西電力株式会社の執行役員経営企画室グループ事業担当室長であります。

取締役稲田浩二氏は、関西電力株式会社の代表取締役副社長執行役員並びに日本原燃株式会社取締役であります。

関西電力株式会社は、当社の主要株主であり、同社のグループ企業である株式会社関電セキュリティ・オブ・ソサイエティと当社との間で営業上の取引があります。

ロ) 取締役福満純幸氏は、セコム株式会社の執行役員大阪本部長並びにセコムスタティック関西株式会社の代表取締役社長であります。

取締役久保田顕氏は、セコム株式会社の兵庫本部本部長であります。

取締役石村昇吉氏は、セコム株式会社の常務執行役員本社営業統轄本部本部長であります。

監査役辻康弘氏は、セコム株式会社の本社グループ運営監理部部長並びにセコム上信越株式会社の監査役、セコム損害保険株式会社の監査役であります。

セコム株式会社は、当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社となっております。

ハ) 取締役池田博之氏は、株式会社りそな銀行の副会長であります。

株式会社りそな銀行と当社との間で営業上の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	福 満 純 幸	当事業年度開催の取締役会には、9回全て(出席率：100%)に出席し、警備業界のリーディングカンパニーでの豊富な経験、観点から質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	宮 永 亮	当事業年度開催の取締役会には、9回全て(出席率：100%)に出席し、経営セクションにおける豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	池 田 博 之	当事業年度開催の取締役会には、9回のうち7回(出席率：78%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	久保田 顕	当事業年度開催の取締役会には、9回全て(出席率：100%)に出席し、警備業界のリーディングカンパニーでの豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	諸 島 伸 治	社外取締役就任後開催の取締役会には、7回全て(出席率：100%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	石 村 昇 吉	社外取締役就任後開催の取締役会には、7回のうち6回(出席率：86%)に出席し、警備業界のリーディングカンパニーでの豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	稲 田 浩 二	社外取締役就任後開催の取締役会には、7回のうち6回(出席率：86%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外監査役	藤田 正博	<p>当事業年度開催の取締役会には、9回全て(出席率：100%)に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会7回全て(出席率：100%)に出席し、監査結果等に関する重要事項等について意見交換、協議等を行っております。</p>
社外監査役	尼木 始	<p>当事業年度開催の取締役会には、9回全て(出席率：100%)に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会7回全て(出席率：100%)に出席し、監査結果等に関する重要事項等について意見交換、協議等を行っております。</p>
社外監査役	辻 康弘	<p>当事業年度開催の取締役会には、9回全て(出席率：100%)に出席し、監査役としての経験豊富な経験、知見を基に質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会7回全て(出席率：100%)に出席し、監査結果等に関する重要事項等について意見交換、協議等を行っております。</p>
社外監査役	日下部 功	<p>社外監査役就任後開催の取締役会には、7回全て(出席率：100%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から質問、意見等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、社外監査役就任後開催の監査役会5回全て(出席率：100%)に出席し、監査結果等に関する重要事項等について意見交換、協議等を行っております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 38百万円 |
| ② 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討しました結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務調査に係る業務であります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、①重大な法令違反や監督官庁からの処分の有無、②独立性、監査品質等総合的能力、③監査活動実績等を踏まえて、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方として、以下の事項を決定しております。

(1) 当社及び当社グループの取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、従来の「東洋テックグループ経営理念」、「東洋テックグループ行動宣言」に加え、これらを実現するためにより具体的な行動を定めた「東洋テックグループ行動指針」を制定し、これらを「東洋テックグループTECWAY」と総称、グループ全社員の共通の価値観としています。また、「コンプライアンス・マニュアル」をはじめとするコンプライアンス体制に係る各種規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として位置付けています。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を総括責任者として、コンプライアンス体制に係る取り組みについて全社横断的に統括し、役職員に対し教育、指導を行っております。その他、コンプライアンス研修の実施、TECWAYアンケートをグループ全社員に実施する等により、コンプライアンス遵守の体制を構築しております。

なお、執行部門から独立した内部監査部門である監査部は、当社グループ内におけるコンプライアンスの取り組み状況について監査を行います。この監査結果は、定期的に経営会議に報告されるものとし、重大な違反行為については、取締役会及び監査役会に報告致します。

法令上疑義のある行為等については、公益通報制度として「愛と正義の目安箱」を各箇所を設置、また、電子メールや電話による専用ホットラインを設け、情報提供の運用を容易に行えるようにしています。その他、社外の弁護士への書面、電話、電子メールによる通報制度（以下、「コンプライアンス・ホットライン」といいます。）を設けています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保しています。

なお、重要な通報等については、その内容と会社の対処状況・結果について、適切に役員・使用人に開示し、周知徹底を図ることとしています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し、且つ管理を行っております。

- ① 株主総会議事録とその関連資料
- ② 取締役会議事録とその関連資料
- ③ 経営会議議事録とその関連資料
- ④ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過及び記録または指示事項とその関連資料
- ⑤ 取締役を決定者とする稟議書等決定書類及び付属書類
- ⑥ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」の定めにより代表取締役社長を危機管理統括管理者とし、当社が事業活動を行う中で不測の事態に直面した場合、被害の拡大を防止するとともに経営危機を回避するために行動しなければならない基本的な枠組みを定めています。

代表取締役は、各本部長をリスク管理に係る危機管理責任者に任命し、危機管理責任者は緊急事態に際し適切な対応行動を指揮し、また、関係職員を対象として教育、訓練を行い危機管理意識の高揚、維持を図ります。

2016年10月からは、リスクマネジメントシステムを導入し、「リスクマネジメント規程」の定めにより、当社の業務を行ううえで顕在化または潜在化しているリスクに軽重をつけ「最重要リスク」、「重要リスク」、「一般リスク」に分けて、そのリスクが発生した際の経営への影響度合いごとに管理しています。

また、その経営のどういったところに影響を与えるのかについても区分しており、株価や会社の存続に影響を与えるリスクを「事業継続リスク」、事業資産を毀損する恐れのあるリスクを「資産保全リスク」、円滑な業務運営と、収益確保に影響を与えるリスクを「業務運営リスク」として管理しています。

リスクマネジメント全般に亘る方針については、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会を開催し、リスクの発生状況や対応状況を確認して決定しています。

なお、大震災・水害発生時、パンデミック発生時に備えたBCPの策定、防災訓練、防災用品、感染症予防備品の備置等を行い、これらが発生した際には、適切な対応を図れる体制を整備しています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の意思決定ルールに基づく効率的な達成のための方法を定めます。

取締役会は、各業務担当取締役に定期的に各部門の目標に対する進捗状況の報告を求め、改善を促すこととし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。また、取締役会実効性評価を行い、取締役会の実効性向上を図っています。具体的には、実効性評価で出された意見等をもとに、取締役会並びに取締役の活動支援を強化するために、管理本部内にコーポレートガバナンス部を、監査役会並びに監査役の活動支援を強化するために、監査役直轄の監査役室を新設しました。

なお、意思決定と経営効率を向上させるため、取締役、執行役員が出席する経営会議を原則月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

業務運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度の運営方針、施策、予算を策定し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行します。

(5) 当社及び当社グループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、常務執行役員管理本部長が関係会社の法令遵守体制、リスク管理体制等関係会社の業務の適正を確保するための体制を統括します。

また、関係会社については監査部による業務監査を実施するとともに、関係会社の所管業務の運営体制については、管理本部経営統括部が各社の自主性を尊重しながら、経営計画に基づいた施策や効率的な業務運営体制についてサポートを行います。

関係会社の業務執行等の状況については、各社の取締役会へ定期的に報告するとともに、当社代表取締役、各本部長、常勤監査役と関係会社取締役、執行役員及び所管部署である管理本部経営統括部との間で関係会社会議を開催し、関係会社の問題点の把握と改善に努め、必要に応じて取締役会、監査役会に報告を行っております。

(6) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する体制

当社は、監査役、監査役会の活動を支援するため、監査役室を設置し、1名の使用人を配置しています。なお、当該使用人は、取締役の指揮命令は受けない体制となっております。

(7) 当社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。

また、当社は、監査役会への報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁じます。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によります。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができます。

(8) 当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査業務の実効性を高めるため、監査役全員を社外監査役とし、対外透明性を確保しています。

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換の場を設け、監査役の監査が実効的に行われる体制を整備しています。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図るものとします。

また、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

(9) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る必要且つ適切な内部統制体制を整備、運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、暴力団等反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしており、不当要求等は一切受け付けず、警察当局や顧問弁護士等と連携を図りながら、事案に応じて関係部門と協議のうえ、対応してまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況については、対応部署を設置し、警察当局及び関係機関、顧問弁護士との連絡を密にし、指導、助言を受けるほか、事案発生時には、警察当局及び関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

また、「不当要求行為対応マニュアル」を策定し、暴力団等反社会的勢力に対する対応について、社内への徹底を図っております。

なお、当社は大阪府暴力追放推進センターの賛助会員として、当センターが掲げる「暴力団追放3ない運動プラス1（暴力団を恐れない、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない+暴力団と交際しない）」を実践してまいります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進める体制としております。

(2) コンプライアンス

当社グループは、行動宣言にコンプライアンス遵守を明定しております。また、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス違反となる事象に対して管理体制を構築するとともに、半期毎にコンプライアンス研修を実施する等により、コンプライアンス意識の向上を図っています。コンプライアンスの管理部署としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス遵守のためのコンプライアンス・マニュアルを策定しています。

なおコンプライアンス・プログラムについては、その内容について取締役会にて決議承認を得ており、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を半期毎に開催し、その遵守状況について管理を行っています。

また半期に1度、全社員に対しコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス遵守体制の強化を行っております。

(3) リスク管理体制

2016年10月より、リスクマネジメントシステムを導入し、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を半期毎に開催し、当社事業活動において顕在化もしくは潜在化している各リスクに対する管理状況の確認、及び対応方針を決定しております。

なお日常における各リスクの管理・運営は、明確化された各リスクの責任箇所により行い、リスク全般における統括箇所として、リスクマネジメント室を設置しています。

(4) 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施致しました。

(5) T E C W A Y

「経営理念」、「行動宣言」、「行動指針」を各種会議の場や朝礼等の場で唱和するとともに、コンプライアンス研修において題材として取り上げる等、グループ役職員に浸透する施策を継続的に行っております。また内部監査及び社内アンケートにより、浸透度合いについて確認をしております。

「経営理念」

東洋テックグループは、安心で快適な社会の実現に貢献します。

「行動宣言」

- ・私たちは、お客様のニーズに最適なサービスを提供します。
- ・私たちは、企業価値の向上に取り組みます。
- ・私たちは、ひとりひとりの人間性を尊重します。
- ・私たちは、誠実で透明性の高い行動に努めます。
- ・私たちは、変革に挑戦し時代とともに成長します。

「行動指針」

お客様のために

- ・私たちは、お客様の生命・身体・財産を守るため、高品質のサービスを提供します。
- ・私たちは、法令及び社内規程を遵守し、お客様に信頼されるサービスを心掛けます。
- ・私たちは、公正で透明な取引を誠実にを行い、お客様との信頼関係の構築と維持に努めます。
- ・私たちは、お客様の情報管理を徹底し、情報漏えい・不正利用を防止します。
- ・私たちは、お客様からのご指摘を真摯に受け止め、誠実に対応します。

株主のために

- ・私たちは、安易な値引き、減免等を行わず、商品・サービスの正当な対価に拘ります。
- ・私たちは、収益向上のため、徹底した効率化とコスト削減に取り組みます。
- ・私たちは、中長期的な収益資源を得るため、新しい分野へ積極的にチャレンジします。
- ・私たちは、柔軟な発想と、先進的な視点をもって、変革へ挑戦し続けます。
- ・私たちは、開示すべき情報を積極的に公開し、透明性の高い経営に努めます。

従業員のために

- ・私たちは、従業員の多様性・人格・個性を尊重し、差別のない職場を作ります。
- ・私たちは、お互いの役割を理解し、風通しの良い、チームワークのある職場を作ります。
- ・私たちは、労働関係法令を遵守し、超過勤務を防止し、休暇を取得します。
- ・私たちは、セクハラ・パワハラ・マタハラ等の各ハラスメントをしません。
- ・私たちは、働きやすい職場環境と挑戦できる企業風土を作ります。

社会のために

- ・私たちは、法令、社会規範、企業倫理、社内諸規程等のルールを順守します。
- ・私たちは、反社会的勢力との結びつきを完全に排除し、健全な企業風土を保ちます。
- ・私たちは、積極的に地域社会貢献活動や環境問題に取り組みます。
- ・私たちは、社会からの不信を招く、自身の利得のための接待・贈答を行いません。
- ・私たちは、公共、公益に資するため、心身ともに健全な状態で業務に取り組みます。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,811,592	流動負債	4,795,442
現金及び預金	5,505,285	買掛金	460,842
受託現預金(注)	5,106,792	短期借入金	580,000
受取手形及び売掛金	2,479,092	1年内返済予定の長期借入金	126,648
商 品	5,520	未払法人税等	404,741
貯 蔵 品	317,337	預 り 金	599,851
販売用不動産	106,653	賞与引当金	532,159
そ の 他	292,174	役員賞与引当金	39,512
貸倒引当金	△1,263	そ の 他	2,051,687
固定資産	16,069,917	固定負債	4,240,293
有形固定資産	10,001,355	長期借入金	2,984,726
建物及び構築物	1,779,812	繰延税金負債	530,123
機械装置及び運搬具	1,592,797	退職給付に係る負債	356,943
土地	5,823,637	そ の 他	368,500
建設仮勘定	300,377		
そ の 他	504,730	負債合計	9,035,735
無形固定資産	574,385	(純資産の部)	
ソフトウェア	303,421	株 主 資 本	20,547,168
の れ ん	169,664	資 本 金	4,618,000
そ の 他	101,299	資 本 剰 余 金	8,489,234
投資その他の資産	5,494,176	利 益 剰 余 金	8,303,156
投資有価証券	4,515,128	自 己 株 式	△863,222
退職給付に係る資産	227,695	その他の包括利益累計額	298,606
繰延税金資産	138,635	その他有価証券評価差額金	1,772,195
そ の 他	623,122	土地再評価差額金	△1,362,016
貸倒引当金	△10,405	退職給付に係る調整累計額	△111,573
		純資産合計	20,845,774
資産合計	29,881,509	負債純資産合計	29,881,509

(注) 受託現預金とは、主として金融機関等から管理を委託されたCD/ATM機に使用するための現金及び預金であります。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		24,842,789
売上原価		19,244,384
売上総利益		5,598,405
販売費及び一般管理費		4,519,165
営業利益		1,079,239
営業外収益		
受取利息及び配当金	106,073	
その他の	124,723	230,797
営業外費用		
支払利息	35,980	
その他の	20,776	56,756
経常利益		1,253,281
特別利益		
投資有価証券売却益	61,367	
寄付金受入額	88,000	
段階取得に係る差益	79,200	
負ののれん発生益	26,647	255,215
特別損失		
投資有価証券評価損	41,168	
減損	94,754	
固定資産除却損	47,903	
固定資産売却損	471	184,298
税金等調整前当期純利益		1,324,197
法人税、住民税及び事業税	453,144	
法人税等調整額	9,229	462,373
当期純利益		861,823
親会社株主に帰属する当期純利益		861,823

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,618,000	8,479,863	7,756,631	△765,842	20,088,653
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△315,299		△315,299
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			861,823		861,823
自 己 株 式 の 取 得				△168,205	△168,205
自 己 株 式 の 処 分		9,371		70,825	80,196
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	9,371	546,524	△97,380	458,514
当 期 末 残 高	4,618,000	8,489,234	8,303,156	△863,222	20,547,168

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,104,241	△1,362,016	△19,265	722,960	20,811,613
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△315,299
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					861,823
自 己 株 式 の 取 得					△168,205
自 己 株 式 の 処 分					80,196
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△332,046		△92,308	△424,354	△424,354
当 期 変 動 額 合 計	△332,046	—	△92,308	△424,354	34,160
当 期 末 残 高	1,772,195	△1,362,016	△111,573	298,606	20,845,774

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,142,817	流動負債	3,577,846
現金及び預金	3,011,116	買掛金	329,519
受託預金(注)	4,902,907	短期借入金	580,000
受取手形	1,842	1年内返済予定の長期借入金	99,600
売掛金	1,396,915	未払金	691,901
商品	4,656	未払費用	331,533
貯蔵品	290,382	未払法人税等	205,086
立替金	203,885	未払消費税等	194,383
前払費用	176,082	前受り金	158,850
関係会社短期貸付金	100,000	賞与引当金	541,152
その他の貸倒引当金	56,236	役員賞与引当金	393,135
	△1,208	その他の負債	22,460
固定資産	16,659,595	固定負債	3,783,029
有形固定資産	9,504,801	長期借入金	2,848,550
建物	1,637,590	繰延税金負債	520,376
構築物	2,855	退職給付引当金	100,747
機械及び装置	1,436,591	その他の負債	313,356
車両運搬具	4,614	負債合計	7,360,876
工具器具備品	490,630	(純資産の部)	
土地	5,641,216	株主資本	19,191,407
建設仮勘定	291,302	資本金	4,618,000
無形固定資産	502,653	資本剰余金	8,473,550
ソフトウェア	276,468	資本準備金	8,310,580
のれん	138,151	その他資本剰余金	162,970
その他の負債	88,033	利益剰余金	6,963,080
投資その他の資産	6,652,140	利益準備金	233,989
投資有価証券	4,037,585	その他利益剰余金	6,729,091
関係会社株式	1,784,239	固定資産圧縮積立金	115,901
長期前払費用	38,252	別途積立金	4,265,000
差入保証金	291,366	繰越利益剰余金	2,348,189
前払年金費用	388,957	自己株式	△863,222
その他の貸倒引当金	119,038	評価・換算差額等	250,129
	△7,299	その他有価証券評価差額金	1,612,145
資産合計	26,802,412	土地再評価差額金	△1,362,016
		純資産合計	19,441,536
		負債純資産合計	26,802,412

(注) 受託現預金とは、主として金融機関等から管理を委託されたCD／ATM機に使用するための現金及び預金であります。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,859,967
売 上 高 入 収	16,572,348
不 動 産 賃 貸 収	287,618
売 上 原 価	12,997,455
売 上 原 価	12,879,153
不 動 産 賃 貸 原 価	118,301
売 上 総 利 益	3,862,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,483,716
営 業 利 益	378,796
営 業 外 収 益	228,327
受 取 利 息 及 び 配 当 金	228,327
そ の 他	134,701
営 業 外 費 用	33,219
支 払 利 息	33,219
そ の 他	16,484
経 常 利 益	692,120
特 別 利 益	61,367
投 資 有 価 証 券 売 却 益	61,367
特 別 損 失	35,664
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	35,664
減 損 損 失	88,777
固 定 資 産 除 却 損 失	88,777
固 定 資 産 除 却 損 失	42,467
税 引 前 当 期 純 利 益	586,577
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	182,510
法 人 税 等 調 整 額	7,105
当 期 純 利 益	396,961

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,618,000	8,310,580	154,667	8,465,247
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 額				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			8,302	8,302
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	8,302	8,302
当 期 末 残 高	4,618,000	8,310,580	162,970	8,473,550

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	233,989	121,354	4,265,000	2,261,074	6,881,418	△765,842	19,198,824	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△315,299	△315,299		△315,299	
当 期 純 利 益				396,961	396,961		396,961	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 額		△5,453		5,453	-		-	
自 己 株 式 の 取 得						△168,205	△168,205	
自 己 株 式 の 処 分						70,825	79,127	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	△5,453	-	87,115	81,661	△97,380	△7,416	
当 期 末 残 高	233,989	115,901	4,265,000	2,348,189	6,963,080	△863,222	19,191,407	

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,977,891	△1,362,016	615,875	19,814,699
当期変動額				
剰余金の配当				△315,299
当期純利益				396,961
固定資産圧縮 積立金の取崩額				—
自己株式の取得				△168,205
自己株式の処分				79,127
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△365,746		△365,746	△365,746
当期変動額合計	△365,746	—	△365,746	△373,163
当期末残高	1,612,145	△1,362,016	250,129	19,441,536

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

東洋テック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 宏和 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 伸一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋テック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

東洋テック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 宏 和 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 伸 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋テック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

東洋テック株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	藤	田	正	博	Ⓔ
社 外 監 査 役	尼	木	始		Ⓔ
社 外 監 査 役	辻	康	弘		Ⓔ
社 外 監 査 役	日下部	功			Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案致しまして、次のとおりと致したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭と致します。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15.00円と致したいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は、156,688,320円となります。

中間配当金として1株につき15.00円をお支払いしておりますので、年間配当金は30.00円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月19日と致したいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役仁田吉彦、宮永 亮、久保田 颯、石村昇吉の各氏が、辞任により退任致します。つきましては取締役4名の補欠選任をお願い致したいと存じます。

なお、本取締役候補者は、退任取締役各氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	なかがわ まさひろ 中川 正浩 (1961年4月5日生)	1984年1月 司法試験合格 1985年4月 警察庁 入庁 1991年10月 人事院行政官短期在外研究員（アメリカ合衆国司法省） 1992年4月 人事院行政官国内研究員（司法修習コース） 2012年9月 警察庁長官官房参事官 2014年1月 警察大学校 警務教養部長 2015年6月 警察庁 海外調査研究員（ハーバード大学） 2016年7月 自動車安全運転センター 調査研究部長 2019年2月 警察庁 東北管区警察局長 2020年4月 同庁辞職 現在に至る	一株

【新任】【社外取締役】【独立役員】

【社外取締役候補者とした理由】

過去に会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる警察庁での勤務経験により、防犯、危機管理、人材教育の専門的な知識と経験、また法律面においても高い知識を有していることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	くりはら たっし 栗原 達司 (1961年6月5日生)	1984年4月 日本銀行 入行 2002年5月 同行 金融市場局金融調節課長 2003年6月 同行 金融市場局金融市場課長 2005年3月 同行 発券局総務課長 2007年6月 コロンビア大学留学 2008年7月 日本銀行 新潟支店長 2010年7月 同行 金融機構局審議役 2011年11月 同行 金融機構局上席審査役 2013年4月 同行 金融機構局審議役（審査統括） 2014年5月 同行 検査役検査室長 2016年5月 セコム(株)入社 2016年6月 同社 取締役（現任） 2018年7月 セコム健康保険組合理事長（現任） 現在に至る	一株
【新任】【社外取締役】【独立役員】			
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたる日本銀行での勤務経験により、経済、金融面に精通しており、また警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム(株)の取締役として管理部門、経営全般における高い知識・経験等を有していることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、セコム(株)は、当社発行済株式総数の25.47%（議決権割合27.91%）を有する関係会社であり、当社は同社の持分法適用会社であります。			
3	まつだ こうじ 松田 浩司 (1963年9月13日生)	1985年2月 セコム(株) 入社 1993年4月 同社 中国四国事業部 鴨島営業所 営業所長 1998年7月 同社 四国統轄部 徳島中央支社 営業課担当課長 2007年4月 同社 四国事業部 高松統轄支社 営業部長 2009年10月 同社 四国事業部 徳島統轄支社 統轄支社長 2012年11月 同社 中国本部 岡山統轄支社 統轄支社長 2015年10月 同社 四国事業部 営業部部長 2017年6月 同社 四国事業部 事業部長 2017年6月 セコム高知(株)取締役（兼務） 2017年6月 セコムスタティック西日本(株)取締役（兼務） 2018年6月 セコム(株) 四国本部 本部長 現在に至る	一株
【新任】【社外取締役】【独立役員】			
【社外取締役候補者とした理由】 警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム(株)での事業部門や同社グループ会社での取締役として培われた知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、セコム(株)は、当社発行済株式総数の25.47%（議決権割合27.91%）を有する関係会社であり、当社は同社の持分法適用会社であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	はまだ せいちろう 浜田 誠一郎 (1969年1月24日生)	1993年4月 関西電力㈱ 入社 2011年6月 同社 経営改革・IT本部 ビジネス構造改革推進グループ マネジャー 2013年6月 同社 経営改革・IT本部 ビジネス構造改革推進グループ チーフマネジャー 2015年6月 同社 調達本部 調達改革推進グループ チーフマネジャー 2017年6月 同社 人財・安全推進室附 ㈱ケイ・オブティコム出向 2019年4月 同社 IT戦略室附 ㈱オブテージ出向 現在に至る	一株
【新任】【社外取締役】【独立役員】			
【社外取締役候補者とした理由】 地元関西の有力企業であります関西電力㈱及び同社の100%子会社である㈱オブテージでの事業戦略、情報通信事業、IT分野等に関する専門的知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者中川正浩、栗原達司、松田浩司、浜田 誠一郎の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 独立性並びに責任限定契約について

(1) 候補者の独立性について

取締役候補者中川正浩、栗原達司、松田浩司、浜田 誠一郎の各氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(2) 候補者との責任限定契約について

当社は、現在、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社の定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

なお、中川正浩、栗原達司、松田浩司、浜田 誠一郎の各氏の選任が承認された場合は、上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役藤田正博、尼木始の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	ふじた まさひろ 藤田 正博 (1954年10月9日生)	1977年4月 ㈱大和銀行（現㈱りそな銀行） 入行 2002年3月 同行 八尾支店長 2003年12月 ㈱近畿大阪銀行（現㈱関西みらい銀行） 執行役員営業統括部長 2006年6月 同行 執行役員営業企画部担当 兼営業企画部サービス改革室長 2007年6月 同行 常務執行役員内部監査部担当 2010年6月 同行 専務執行役員営業統括本部長兼人事部担当 2011年7月 同行 専務執行役員人事部担当兼資金証券部担当 兼融資リレーション部担当 2012年6月 近畿総合リース㈱ 取締役専務執行役員 2013年6月 同社 取締役副社長執行役員 2016年6月 当社 常勤監査役 現在に至る	一株
【再任】【社外監査役】【独立役員】【取締役会出席状況：9回中9回出席（出席率：100%）】 【監査役会出席状況：7回中7回出席（出席率：100%）】			
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関、事業会社等での経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			
2	あまき はじめ 尼木 始 (1947年12月28日生)	1971年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行） 入行 1991年10月 同行 岐阜支店長 1992年10月 同行 事業調査部長（東京） 1995年5月 同行 審査第一部長 1998年4月 同行 備後町支店長 1999年4月 同行 備後町法人部長 2001年7月 三井住友銀リース㈱ 常務取締役 2005年6月 三井住友銀オートリース㈱ 代表取締役専務 2007年10月 住友三井オートサービス㈱ 取締役専務執行役員 2010年6月 マツダオートリース㈱ 監査役 2011年6月 同社 監査役退任 2012年6月 当社 監査役 2015年10月 当社 常勤監査役 2016年6月 当社 監査役 現在に至る	一株
【再任】【社外監査役】【独立役員】【取締役会出席状況：9回中9回出席（出席率：100%）】 【監査役会出席状況：7回中7回出席（出席率：100%）】			
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関、事業会社等での経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者藤田正博、尼木 始の両氏は、社外監査役候補者であります。
藤田正博氏は、過去に当社の主要取引先である㈱りそな銀行の業務執行者であったことがあります。また、尼木 始氏は、当社の主要取引先である㈱三井住友銀行の業務執行者であったことがあります。両氏の当該各会社における過去の業務執行者としての略歴等につきましては、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 独立性並びに責任限定契約について
- (1) 候補者の独立性について
監査役候補者、藤田正博、尼木 始の両氏については、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- (2) 候補者が当社の監査役に就任してからの年数
候補者藤田正博氏が当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
候補者尼木 始氏が当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (3) 候補者との責任限定契約について
当社は、現在、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう監査役との間で、当社の定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
なお、社外監査役候補者藤田正博、尼木 始の両氏が社外監査役に就任した場合には、上記内容の責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願い致したく、その候補者は次のとおりであります。

本議案は、現社外監査役の辻 康弘氏、日下部 功氏、社外監査役候補者の藤田正博氏、尼木 始氏の4名の補欠として、選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合は、その任期は前任者の残存期間とします。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始のときまでとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議により取り消すことができるものと致します。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
まえなか きよし 前中 潔 (1950年7月19日生)	1974年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 2002年4月 同行執行役員システム企画部長 2003年3月 ㈱りそな銀行執行役員システム部長 2003年6月 同行執行役員システム部長 2004年3月 NTTコミュニケーションズ㈱入社 2005年6月 ㈱DACS代表取締役社長 2013年4月 同社相談役 2014年4月 同社顧問(現任) 2015年4月 ㈱トーヨー社外取締役(現任) 2019年6月 当社補欠監査役(現任) 2019年5月 ㈱エスクロー・エージェント・ジャパン社外取締役(現任) 現在に至る	700株
【社外監査役】【独立役員】		
【補欠の社外監査役候補者とした理由】		
前中 潔氏は、金融機関、事業会社等での経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。

当社は、候補者が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定する予定であります。

候補者は、過去に当社の主要取引先である㈱りそな銀行の業務執行者であったことがあります。同氏の当該会社における過去の業務執行者としての略歴等につきましては、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

3. 候補者との責任限定契約について

当社は、監査役との間で、当社の定款に基づき当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

なお、補欠監査役候補者前中 潔氏の選任が承認された場合は、同氏と上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

東洋テック株式会社 6階ホール

電話06 (6563) 2111



○ 地下鉄千日前線桜川駅下車

7番出口東へ徒歩約2分

———お願い———

駐車場がございませんので、ご了承の程お願い申し上げます。